

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

この法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条（平成25年9月28日施行）より

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）より

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、＜略＞柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法律第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日最終改定）より

本校ではすべての職員が「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、どの学級でも起こりうることであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」との認識にたち、すべての生徒が「いじめがなく、健全で明るく楽しい学校生活」を送ることができるようこの方針を策定した。

そこで、いじめ防止のための基本方針として以下5点をあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない学校経営、学年経営、学級経営に努める。
- ② 生徒一人一人の自己肯定感と自己有用感を育み、自尊感情を高める教育活動を推進する。
- ③ 人権教育・道徳教育を推進する。
- ④ いじめの早期発見・早期解決に向け、学校組織で協力体制を築く。
- ⑤ 早期解決に向けて、当該生徒の安全を図るとともに地域や家庭だけでなく関係機関との連携に努め組織的な対応となるよう整備する。

2 いじめ防止のための基本方針に関する具体的な取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない学校経営、学年経営、学級経営に努める。

一人の生徒が存在感・充実感をもって学校生活がおくれるように配慮するとともに、いじめが起こらない望ましい人間関係の確立を図り、常に相手の立場に立って問題を解決できる集団づくりに努める。

学級活動をすべての基盤とし、学級経営に力を入れ、生徒にとって安心して自己を生かせる場、個性や能力を発揮できる場となるよう努める。

「いじめ防止対策委員会」を設け、年3回、開催する。委員会は全職員をもって構成し、スクールカウンセラー等も参加する。また、必要に応じて動的に対応するため、4役(5役)と学年主任、生指主事、養教で構成される臨時の委員会を開催する。

「情報モラル講習会」を実施し、携帯電話などの情報端末について望ましい利用の仕方の啓蒙を図る。

(2) 生徒一人の自己肯定感と自己有用感を育み、自尊感情を高める教育活動を推進する。

スクールカウンセラーを中心にして、教育相談の充実を図り、悩みの相談ができる雰囲気づくりに努める。

日々の授業や学校行事などさまざまな教育活動を通して、一人一人の活躍の場を保障し、意欲的に学ぶことができる機会を設定する。

- (3) 人権教育・道徳教育を推進し「かけがえのない自分」「かけがえのない仲間」意識を育む。
道徳・学級活動を通して仲間意識を育み、生徒のいじめに対する問題の意識化を図る。
部活動を通してタテ・ヨコの人間関係を学び、望ましい集団と仲間づくりを育む。
- (4) いじめの早期発見・早期解決に向け、学校組織で協力体制を築く。
事後対応ではなく、「問題が発生しにくい学級・学年・学校づくり」といった視点に立ち、正しいモラルの通
い合った雰囲気づくりに努める。
遅刻・早退・出欠状態等を常に把握し、担任のみでなく、全職員で問題解決にあたる体制をとる。
「学校生活に関するアンケート」を実施し、生徒の小さなサインを見逃さない教育活動を展開する。
- (5) 早期解決に向けて、当該生徒の安全を図るとともに地域や家庭だけでなく関係機関との連携に努め組織的な
対応となるよう整備する。
いじめに対する調査や各学年間の情報を密にして、早期発見・早期指導を心がけるとともに家庭への協力を
依頼し、関係機関との連携を密にして指導にあたる。

3 いじめの早期発見・解決に向けての取組

(1) 学級経営の充実

生徒の学校生活のよりどころは学級である。教師の受容的、共感的態度によって生徒の一人一人の居場所や良
さを生み出し、互いを認め合う集団をつくる。

師弟同行・率先垂範を励行し、学級の規範やルールをきちんと守るような継続的な指導に努める。

日常的に生徒を観察、コミュニケーションをとることで、生徒理解に努めるとともに、臨機応変に懇談をもち
生徒の悩みに応えたり、励ましたりする機会をつくる。

(2) わかる授業・楽しい授業づくり

様々な授業を通してコミュニケーション力を高め、他者を理解する態度を養い、集団の中の一員としての自覚
を高めるようにする。

授業中の生徒の様子を注視し、発言や表情の変化が見られたときは教科担任から学級担任・学年主任に報告し、
生徒の実態に応じた指導を講ずる。授業での様子に限らず、さまざまな場面でさらに対応が必要な場合は、「生徒
指導部会」においても協議し、指導のあり方について共通理解を図る。

(3) 教職員の連携

定期的に「学年会」、「企画委員会」、「生徒指導部会」などを開き、気になる生徒について情報交換をし、全職
員で見守っていくよう理解を図る。

4 いじめに対する措置

(1) 組織的な対応と教育的指導

いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。委員会は、事実関係を
把握し、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込
まずに、また、個人で判断せず、直ちに当該組織に報告・相談する。

どの事案に対しても被害生徒を守り通す姿勢で対応し、加害生徒には教育的配慮のもと毅然とした姿勢で指導
や支援を行う。

いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

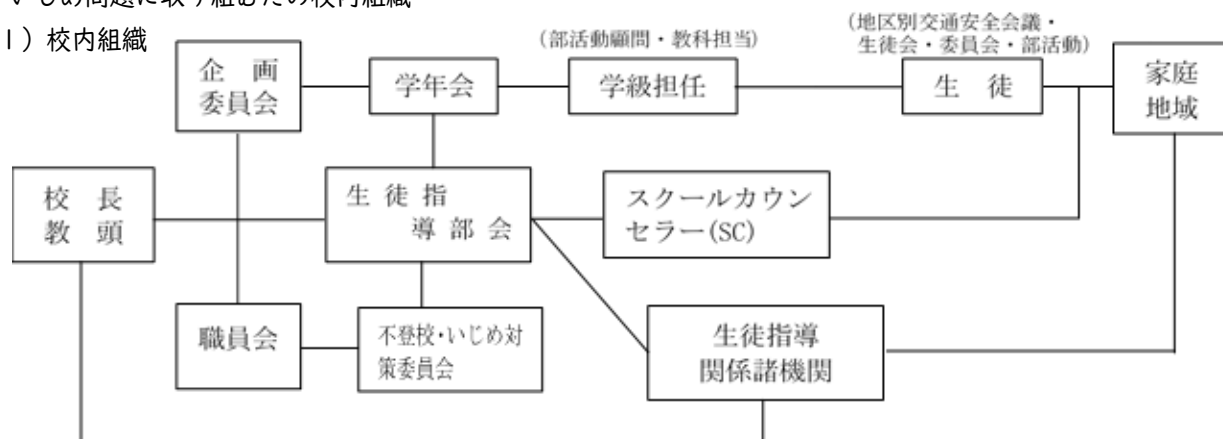
(2) 教職員と外部機関との連携

教職員の共通理解、保護者協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や警察署、児童相談
センターの関係機関との連携のもとで取り組む。

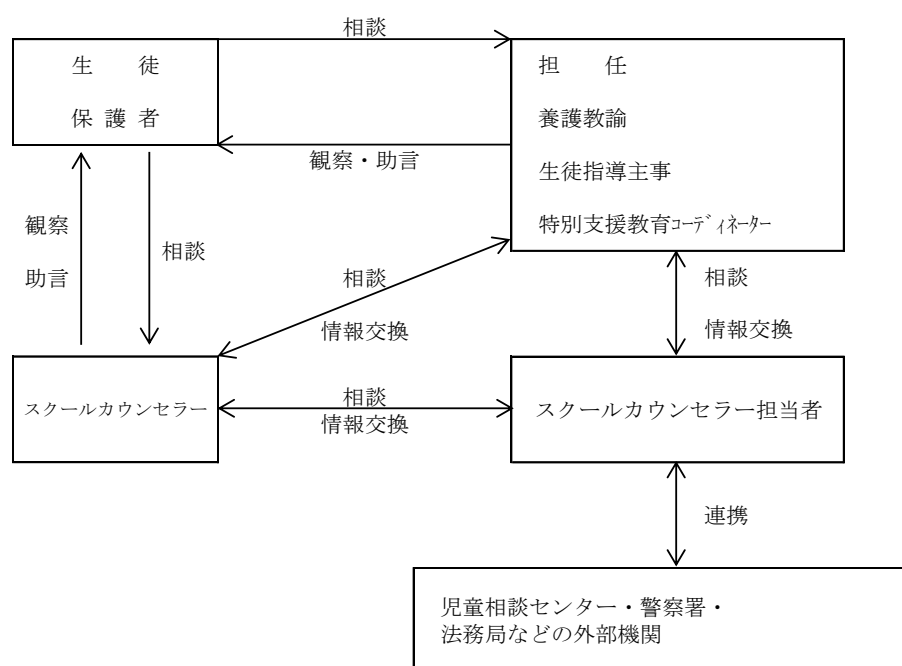
ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して解決を図る。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内組織



(2) スクールカウンセラーを利用した教育相談体制



6 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに津島市教育委員会に報告し、別紙「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。学校に調査委員会が置かれる場合は、「いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。市教委主体の調査委員会が置かれる場合は、校内調査委員会も協力して早期解決に努める。

調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

7 学校の取組に対する検証・見直し

いじめ防止方針およびいじめ防止の取組は、年間計画を作成するとともに P D C A サイクル (Plan→Do→Check→Action) で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による学校評価と保護者へのアンケートを年に 1 回実施し、職員会議またはいじめ防止対策委員会で取組の検証を行う。

8 その他

「学校いじめ防止基本方針」を作成しだい、ホームページに掲載、保護者へ周知徹底をはかる。いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめに関する教職員の資質向上を図る。長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【いじめ防止 取組の年間計画】

		「いじめ対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓	○「暁中いじめ防止基本方針」の内容確認	○相談室・適応指導教室・S Cの生徒や保護者への周知 ○学級開き・学年開き ○保健指導(心と体の成長)	○いじめ相談窓口の生徒・保護者への周知 ○身体測定 ○内科検診	○PTA総会での「暁中いじめ防止基本方針」の説明
5月	D ↓		○Q-U検査 ○修学旅行(3年)	○内科検診	○授業参観・部活動懇談会
6月	↓	○いじめ防止対策委員会 兼現職研修「生徒理解」	○防災減災講話(1年) ○職場体験学習(2年) ○スマホケータイ安全教室	○教育相談 ○三者懇談	○公開授業 ○スマホケータイ安全教室 ○三者懇談会
7月	C ↓	○中間評価→検証	○学校生活に関するアンケート ○薬物乱用防止教室(2年) ○夏休みを前に(講話)		
8月	A ↓		○学校祭準備		
9月	P ↓		○学校祭		○協働除草作業
10月	D ↓		○自然体験学習(1年)		○三者懇談会 ○学校評議員会
11月	↓	○いじめ防止対策委員会	○学校生活に関するアンケート ○人権・道徳講演会	○教育相談	
12月	C ↓	○学校評価(教職員)検証	○人権週間(人権講話) ○人権・情報モラルアンケート ○学校評価 教職員・生徒・保護者 ○冬休みを前に(講話)		○学校評価アンケート
1月	A ↓				
2月	↓	○いじめ防止対策委員会	○3年生を送る会		
3月	P ↓	○学校評価に基づき基本方針の見直し			○学校評議員会 ○学年PTA
通年		○学校のいじめに関する情報の収集 ○生徒指導部会(週1回) ○対応策の検討	○集会による校長講話 ○道徳教育 ○わかる授業の充実 ○部活動	○健康観察 ○養護教諭・S Cによる相談	○PTA交通安全声かけ運動(11回) ○HPの公開